

# 環境配慮契約法の概要① (p.183-186)

## ねらい

**国や地方公共団体等の公共機関が契約を結ぶ場合に、**

- **一定の競争性を確保しつつ、**
- **価格に加えて環境性能を含めて評価して、**
- **最善の環境性能を有する製品・サービスを供給する者を契約相手とする**

**仕組みを制度的につくる**



- ・ **国等による環境負荷（温室効果ガス等の排出）の削減**
  - ・ **環境負荷の少ない持続可能な社会の構築**

## 環境配慮契約法の概要② (p.183-186)

### 国及び独立行政法人等：義務

#### 責務 (法第3条)

- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
  - ➡ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
- 環境配慮契約の推進
  - ➡ 供給サイドへの働きかけ

「基本方針」の策定（法第5条）  
環境配慮契約の推進に関する基本的事項等

- ◇ 電気の供給を受ける契約
- ◇ 自動車の購入・賃貸借に係る契約
- ◇ 船舶の調達に係る契約
- ◇ 省エネ改修（ESCO）に係る契約
- ◇ 庁舎等の建築物の設計に係る契約
- ◇ 産業廃棄物の処理に係る契約等

各省各庁の長等及び独立行政法人等の長は、

- 基本方針に従い、環境配慮契約の推進に必要な措置を講ずるよう努めなければならない（法第6条）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表するとともに、環境大臣に通知（法第8条）

(取組が不十分)  
環境大臣が  
各大臣等に  
必要な要請  
(法第9条)

## 国及び独立行政法人等【法による義務付け対象】

**国**：各府省庁（地方支分部局を含む）、  
国会、各裁判所等

**独立行政法人等（法第2条第3項）：**

◇独立行政法人、特殊法人

▶ 独立行政法人・特殊法人のうち、資本金または運営費について国の関与が深い法人であって、政令で定めるもの

◇国立大学法人、大学共同利用機関法人、  
日本司法支援センター

▶ それぞれの設立根拠法令において、独立行政法人とみなす規定を置き、国の機関と同様の義務を課している

（国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律第2条第3項の法人を定める政令）

# 環境配慮契約法の概要③ (p.183-186)

## 地方公共団体等：努力義務

- 責務**  
(法第4条)
- 省エネ努力（エネルギーの合理的かつ適切な使用等）
    - ▶ 消費者（需要家）の取組による使用量の削減
  - 環境配慮契約の推進（供給面）
    - ▶ 供給サイドへの働きかけ

### 環境配慮契約の推進（法第11条）

- **環境配慮契約の推進に関する方針の作成**（第1項）
  - ▶ 契約方針は、グリーン購入法に基づく年度ごとの調達方針や基本方針に含めることが可能（かつ合理的）
- 契約方針には、環境配慮契約の種類について定める（第2項）
  - ▶ 法律上で記載が求められる事項は、取り組む**契約の種類**のみ（電力・自動車・船舶・ESCO・建築・産業廃棄物等）
- 契約方針に基づく必要な措置（第3項）
- 環境配慮契約の締結実績の概要を取りまとめ、公表（第4項）

地方公共団体等：**地方公共団体**及び**地方独立行政法人**

# グリーン購入法と環境配慮契約法の比較

項目	グリーン購入法	環境配慮契約法
性格	・ <u>製品・サービスの環境性能</u> を規律	・契約類型ごとに総合評価落札方式、プロポーザル方式など <u>推奨する入札・契約方式等を規定</u>
趣旨	<u>一定水準の環境性能</u> を満たす製品・サービスの調達	価格等を含め総合的に評価して <u>最善の環境性能</u> を有する物品・サービスの調達
対象品目・契約	紙類、文具類、OA機器、自動車等、制服・作業服、設備、災害備蓄用品、公共工事、役務など <u>19分野267品目</u>	電力の購入、自動車の購入及び賃貸借、船舶の調達、ESCO事業、建築設計、産業廃棄物処理の <u>6つ</u> の契約類型
対象機関	・各府省庁、独立行政法人、国立大学法人等が義務対象機関 ・地方公共団体等は努力義務	同左
内容など	・環境物品等の判断の基準を閣議決定 ・基本方針に従い、環境物品等を調達 ・対象機関が調達実績を公表	・環境配慮契約の方法等を閣議決定 ・基本方針に従い、環境配慮契約 ・対象機関が契約実績を公表